

大石デイサービス  
地域密着型通所介護・第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）  
運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 株式会社大倉山起業が開設する大石デイサービス（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下、「従事者」という。）が、当該事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 大石デイサービス
- ② 所在地 横浜市中区弥生町4-41

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

1 単位目

- ② 生活相談員 2名以上 (常勤1名、非常勤1名以上)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)計画書(以下、「地域密着型通所介護計画等」という。)の作成の補助等を行う。

- ③ 機能訓練指導員 2名以上 (常勤1名、非常勤1名以上)

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

- ④ 介護職員 4名以上 (常勤1名、非常勤3名以上)

介護職員は、地域密着型通所介護等の業務に当たる。

- ⑤ 看護職員 2名以上 (常勤1名、非常勤1名以上)

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 : 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。  
ただし、12月31日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 : 8:30~17:30
- ③ サービス提供時間 : 9:30~16:35

(地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 地域密着型通所介護等の利用定員は地域密着型通所介護と第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)を合計して次のとおりとする。

15名

(地域密着型通所介護等の内容及び提供方法)

第7条 地域密着型通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- ① 日常生活上の世話及び支援
- ② 食事の提供
- ③ 入浴
- ④ 機能訓練
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎
- ⑧ 相談

2 地域密着型通所介護等の提供方法は、次のとおりとする。

- ① 事業所は、地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- ② 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載し地域密着型通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
- ③ 前号の地域密着型通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は地域密着型通所介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合には、当該計画に沿った地域密着型通所介護計画等を作成する。
- ④ 管理者は地域密着型通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- ⑤ 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う
- ⑥ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑦ 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- ⑧ 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の地域密着型通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- ⑨ 居宅サービス計画等の作成後においても、当該地域密着型通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該地域密着型通所介護計画等の変更を行う。

(地域密着型通所介護等の利用料その他の費用の額)

第8条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 利用者の希望によるその他の費用

- ① 昼食代 600円 (第一段階の利用者は軽減措置として350・200円)
- ② おむつ代・パット代 実費
- ③ 教養娯楽費 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けらる。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。

5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横浜市中区、南区、西区(戸部、西戸部、三春台、伊勢町)、磯子区(岡村、滝頭、広地町)とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次のとおりとする。

- ① 機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと
- ② 体調によっては入浴等を中止していただく場合があること
- ③ 利用をキャンセルする場合には、前日の午後5時30分までに連絡していただくこと

(感染症の予防及びまん延防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、感染対策委員会等を構成し、感染症の予防及びまん延防止のための対策について検討を行い、その対策を職員へ周知する。また、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施し、感染対策の質の向上に努める。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画に関する事項)

第13条 事業者は、感染症及び災害発生時に利用者が継続して地域密着型通所介護等の提供が受けられるよう業務継続計画を策定し、その内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行う。

2 事業所は、感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう事業所内の役割分担の確認や実践するケアの研修及び訓練を実施する。

(苦情に対する対応方針)

第14条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所及び従業員が知り得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 この秘密の保持や個人情報保護の義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続するものとする。
- 4 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いため虐待防止のために必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、虐待防止検討委員会等を構成し、虐待の防止、早期発見、また、虐待が発生した場合の再発防止についての対策を検討する。
- 3 事業者は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する内容の研修や訓練を定期的に行い、従業員としての責務や適切な対応等を正しく理解できるよう周知徹底を図る。
- 4 事業所は、虐待が発生した場合には速やかに市町村等の窓口へ通報し、市町村等が行う虐待に対する調査等に協力し、再発防止に努める。

(職場におけるハラスメントに関する事項)

第 17 条 事業者は、職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発を行う。また、相談に応じ適切に対応するために必要な体制を整備し、相談対応窓口をあらかじめ定め従業員に周知する。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 少なくとも年 1 回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社大倉山起業と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

- この規程は平成28年1月1日から施行する。
- この規程は平成28年4月1日から施行する。
- この規程は平成29年3月1日から施行する。
- この規程は平成29年4月1日から施行する。
- この規程は平成30年4月1日から施行する。
- この規程は平成31年4月1日から施行する。
- この規程は令和1年4月1日から施行する。
- この規程は令和2年4月1日から施行する。
- この規程は令和3年4月1日から施行する。
- この規程は令和4年1月1日から施行する。
- この規程は令和8年1月1日から施行する。